プロポーザル募集に関する公告

風の帰る森プロジェクト基本計画策定業務委託を事業者に委託するにあたり、優れた技術者を募集し、事業者を決定するために、次のとおりプロポーザルを実施する。

平成 29 年 11 月 17 日

久米島町長 大田 治雄

1 業務概要

- (1)業務名称 風の帰る森プロジェクト基本計画策定業務委託
- (2)業務内容

平成 30 年完成予定の風の帰る森本館が立地するエリアに、当該施設と連携し、観光客の長期滞在に資する、島の自然・文化・歴史などの地域資源を素材とするコンテンツ等を上映するミニシアター、島の自然を活用したトレッキングコース、桟橋、公園の基本計画策定を行う。

また、当該エリアに、クリエイティブ産業のサテライトオフィスとして、久米島の魅力的な 地域資源に触発されるクリエイターのための貸しオフィスの基本計画策定を行う。

さらに、島の観光名所等にテーマ性のあるモニュメントを設置し、観光客の久米島周遊ルートを開発する。そのためのモニュメントの基本計画策定及び設計行う。

(3)仕様書

「風の帰る森プロジェクト基本計画策定業務委託 特記仕様書」による。

- (4)履行期間 契約締結日 ~ 平成30年3月20日
- (5)契約予定対象者

本業務の契約予定対象者は、公募型プロポーザル方式により、プレゼンテーション評価で1社を選定する。

2 プロポーザルに係る日程

(1) 公募: 平成29年11月17日(金)開始

(2) 企画参加申込 :平成 29 年 11 月 24 日(金)17 時 00 分まで(3) 質問 :平成 29 年 11 月 29 日(水)17 時 00 分まで(4) 企画書提出 :平成 29 年 12 月 1 日 (金)12 時 00 分まで

(5) プレゼン実施予定日: 平成29年12月4日(月)16時30分~18時00分

(6) 結果通知 : 平成 29 年 12 月上旬(7) 契約締結 : 平成 29 年 12 月上旬

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 団体役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者。
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)。
- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない団体。
- (4) 平成29年4月までに沖縄県内に本社もしくは支社を有すること。
- (5) 本事業を運営するにあたっては、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

4 選定方法

別に設置する「風の帰る森プロジェクト基本計画策定業務委託」企画提案選定委員会(以下、「委員会」という。)において、厳正な評価を行う。

- (1)以下の項目により、提出書類及びプレゼンテーション評価を実施し、最優秀提案者を提案する。ただし、参加者多数の場合は、書類評価によるプレゼンテーション参加者の予備選定を行い、3 者選定する。
- (2)提案された提案書については、実施体制などにより提案者が本業務を適正に履行可能であるか、提案内容が特記仕様書に規定する基準・要件を満たしているかどうか。さらには同等以上の効果が期待できる提案について、総合的な視点から審査すること。
- (3)審査は、企画提案書に対し評価項目を設け、各委員が項目ごとに評価・採点を行う。
- (4)各評価項目に、重要度に応じた順位付けを行い、1 位 6 点、2 位 3 点、3 位 1 点、4 位以下 0 点として、順位点を集計する。
- (5)各委員の順位点を提案者ごとに集計し、最も点数が大きいものを最上位者として選定する。ただし、最も点数が大きい者が複数となる場合は、配点の合計が最も高い者を選定する。配点の合計額も同額の場合は、最も1位を多くとったものを選定する。
- (6)上記により判断しがたい状況が生じた場合は、委員の合議による。

5 提案者の失格に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その提案者は失格とする。

(1)委員会の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

- (2)他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3)事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4)応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5)その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

6 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加表明書等の提出は無効とする。

- (1)参加する資格のない者が参加表明書を提出したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3)事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4)参加者が当該プロポーザルに対して2つ以上の提案をしたとき。
- (5)参加者の提案が他者のものであるとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき又は参加者に求められる義務を履行しなかったとき。

7 契約

(1)契約の相手方

委員会が選定した最優秀提案者を当該業務に係る随意契約の見積徴収の相手方とする。

(2)契約金額

選定者から徴収した見積を参考に仕様書を作成し、予定価格内において決定する。

(3)前払金

契約の相手方は、前払金を請求することができる。

8 選定結果の公表

審査結果については公表するが、審査内容及び審査経過については、公表しない。

9 その他留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ及び書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2) 提案書の著作権は提案者に帰属する。
- (3) 提案書は他の提案者に対して非公開とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提案書の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とする。
- (6) その他詳細は、プロポーザル公募要領による。

10 プロポーザルに関する問合せ先(書類提出先)

住 所: 〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870

担 当: 久米島町役場 プロジェクト推進課 長濱

電 話: 098-985-7141(直通)

F A X: 098-985-7080

Eメール: project@town.kumejima.okinawa.jp